

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

香芝市公平委員会 委員長 喜住 明美

香芝市公平委員会規則第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 3 年公平委員会規則第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 1 5 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

代理人選任届

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、次の者を
代理人に選任したので、届け出ます。なお、別紙のとおり委任状を添付しま
す。

住 所

氏 名

職業又は職名

(別紙)

委任状

年 月 日

住 所

氏 名 (署名又は記名押印

)

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、不利益処分
に対する審査請求に関する規則第3条に定める代理人としての権限を、次の
者に委任します。

住 所

氏 名

職業又は職名

第 2 号様式（第 3 条関係）

代理人解任届

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、先に（職
業） を代理人に選任しましたが、 年
月 日付けでこれを解任したので、届け出ます。

第3号様式（第5条関係）

審査請求書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。なお、別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。

- 1 処分を受けた者
住 所
氏 名
生年月日
現在の職
所属部局
- 2 処分を受けた当時の職
所属部局
- 3 処分者の職及び氏名
- 4 処分の内容及び処分を受けた年月日
- 5 処分があったことを知った年月日
- 6 処分に対する不服の事由
- 7 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別
- 8 処分説明書の受理年月日
交付請求年月日
- 9 審理場所に対する希望

備考

- 1 処分に対する不服の事由は、具体的かつ詳細に記載し、長文にわたるときは、「別紙のとおり」と該当欄に記入し、別紙に記載添付してください。
- 2 本書は、正副各1通を提出し、正副ともに処分説明書の写しを添付してください。
- 3 審理場所に対する希望は、支障のない限り考慮されます。
- 4 本書に記載した事項に変更があったときは、審査請求書記載事項変更届（第4号様式）を遅滞なく届け出てください。

第4号様式（第5条関係）

審査請求書記載事項変更届

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求書中、次のとおり変更が
あったので記載事項の変更届を提出します。

変 更 前

変 更 後

第 5 号様式（第 7 条関係）

併合審査申請書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）ほか 名に対して行
った 年 月 日付け 処分に対する各審査請求事案につ
いて、併合審査を申請します。

備考 各審査請求人の審査請求書の提出と同時又は事後に提出してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

代表者選任届

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、次の者を
代表者に選任したので、届け出ます。

氏 名

第 7 号様式（第 8 条関係）

代表者解任届

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名）が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、先に
を代表者に選任しましたが、年 月 日付けでこれを解任した
ので、届け出ます。

第 8 号様式（第 9 条関係）

答弁書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

処分者（代理人）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する貴委員会の 年 月
日付け第 号答弁書提出要求書を 年 月 日に受領したの
で、次のとおり答弁します。

備考

- 1 答弁の内容は、具体的かつ詳細に記載し、併せて主張事実を裏付ける証拠を記載するとともに証拠資料を添付してください。
- 2 本書は、正副各 1 通を提出してください。

第 8 号の 2 様式（第 9 条関係）

反論書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者、代理人）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する貴委員会の 年
月 日付け第 号反論書提出要求書を 年 月 日に受領
したので、次のとおり反論します。

備考

- 1 反論の内容は、具体的かつ詳細に記載し、併せて主張事実を裏付ける証拠を記載するとともに証拠資料を添付してください。
- 2 本書は、正副各 1 通を提出してください。

第 9 号様式（第 9 条関係）

証拠調申出書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者、代理人）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、次の
とおり証拠調を申請します。

1 証拠の表示

2 証拠の所在

3 証明しようとする事項

備考 本書は、物的証拠の取調申出書です。

第10号様式（第9条関係）

証人調申出書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者、代理人）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名）
年 月 日付け
り証人調を申請します。

が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
処分に対する審査請求事案について、次のとお

1 証人

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 職業又は職名

2 出席すべき日時及び場所

3 証言を求めようとする事項

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市公平委員会



証人呼出状

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案について、不利
益処分に対する審査請求に関する規則の規定に基づき、次のとおり証人とし
て証言を求めるので、出頭してください。

なお、正当な理由がなく出頭に応じない場合は、地方公務員法第 6 1 条各
号の規定により、3 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処せられる
ことがあります。

1 証言事項

2 出頭日時

3 出頭場所

備考 当日は、印鑑を持参してください。

第 12 号様式（第 9 条関係）

宣誓書

私は、証人として良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います。

年 月 日

氏 名 (署名又は記名押印)

第 1 3 号様式（第 9 条関係）

口述書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

住 所

氏 名

職業又は職名

電 話 番 号

貴委員会の 年 月 日付け第 号口述書提出要求書を、
年 月 日に受領したので、次のとおり証言します。
なお、別紙のとおり宣誓書（第 1 2 号様式）を添付します。

備考 証言事項は、具体的かつ明瞭に記載してください。

第 1 4 号様式（第 1 1 条関係）

審査請求取下申出書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

審査請求人（被処分者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求（のうち 処
分の部分）を取り下げます。

第 15 号様式（第 15 条関係）

再審請求書

年 月 日

香芝市公平委員会委員長

住 所

氏 名

電 話 番 号

処分者（職名） が、審査請求人（元勤務先）に対して行った
年 月 日付け 処分に対する審査請求事案に係る
年 月 日付け第 号の貴委員会の裁決について、次のとおり再審を
請求します。

1 再審を請求する者

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 生年月日

2 裁決の内容及び年月日

3 再審を請求する事由

備考

- 1 再審請求事由は、具体的かつ詳細に記載し、長文にわたるときは、「別紙のとおり」と該当欄に記入し、別紙に記載添付してください。
- 2 本書は、正副各 1 通を提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の不利益処分に対する審査請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた審査請求について適用し、施行日前にされた審査請求については、なお従前の例による。